

議案第50号

幕別町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例

幕別町立幼稚園設置条例（昭和52年条例第41号）を次のように改正する。

第4条を削る。

第5条第1項中「園児」を「幼稚園に入園した幼児（以下「園児」という。）」に改め、同条第2項中「別表第2」を「別表」に改め、同条を第4条とする。

第6条の見出し中「保育料等」を「延長保育料」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「保育料又は」及び「(以下「保育料等」という。）」を削り、同項を同条とし、同条を第5条とする。

第7条（見出しを含む。）中「保育料等」を「延長保育料」に改め、同条を第6条とし、同条の次に次の1条を加える。

（給食費の徴収）

第7条 町長は、園児に提供した給食の費用（以下「給食費」という。）を保護者から徴収するものとする。

2 前項に規定する給食費は、当該園児に給食を提供するために現に要した額とする。

3 町長は、補助、助成その他の給付により保護者以外から給食費の全部又は一部の納入が見込まれる場合は、その額を減じて保護者に請求するものとする。

4 町長は、第1項の規定にかかわらず、次に掲げる園児に係る給食費のうち副食費（園児に係る給食費のうち副食の提供に要する費用）を徴収しないものとする。

(1) 園児のうち、その保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額が77,100円未満である園児に係る副食費

(2) 小学校3学年以下又は特別支援学校小学部3学年以下が同一世帯で3人以上いる場合において、そのうち年長者から順に3人目以降となる園児に係る副食費

(3) その他町長が必要と認める副食費

別表第1を削る。

別表第2中「第5条」を「第4条」に改め、同表を別表とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の幕別町立幼稚園設置条例の規定は、令和元年10月1日以後に行われる保育に係る保育料について適用し、同日前に行われた保育に係る保育料については、なお従前の例による。